

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る比率について

1 概要

北海道夕張市のような地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）が施行されました。

財政健全化法では、市の一般会計の決算だけでなく、市の全ての特別会計、一部事務組合（多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合等）、第三セクター等（土地開発公社、府中市文化振興財団等）の決算や借入金残高なども合わせて「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」（以下「比率」といいます。）を算定し、地方公共団体の財政の健全性をみることにしています。算定された比率は、監査委員の審査を受け、議会に報告したうえで、市民の皆さんに公表することが義務付けられています。

算定された比率のいずれかが財政の健全性の黄色信号を示す「早期健全化基準」以上の場合には、財政健全化計画を策定するなどの改善努力が必要となります。さらに比率が悪化し「財政再生基準」以上の場合は、財政破綻とみなされ、起債が制限されるなどの国の関与強まり、財政再生計画を策定するなどの改善努力が必要となります。

2 財政健全化法に係る比率

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率 一般会計等（一般会計、公共用地特別会計、火災共済事業特別会計、受託水道事業特別会計）を対象とした標準財政規模（市の一般的な歳入規模）に対する実質赤字額の割合。
- イ 連結実質赤字比率 すべての会計（一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、競走事業特別会計）を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の割合
- ウ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（下水道事業会計・一部事務組合の元利償還金のうち一般会計等で負担すべき額、債務負担行為解消額の一部）の標準財政規模に占める割合
- エ 将来負担比率 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさ（一般会計等の借入金残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部、下水道事業会計・一部事務組合等の借入金残高のうち将来一般会計等で負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当負担見込額、市で設立した第三セクター等に対して将来市が負担すべき額など）を示す割合

- (2) 資金不足比率 公営企業（下水道事業）ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

3 平成19年度決算等に基づく健全化判断比率

(1) 各比率の算定結果

(単位：%)

区 分	健全化判断比率				資 金 不 足 率 比
	実 質 赤 字 率 比	連 結 実 質 赤 字 率 比	実 質 公 債 費 率 比	将 来 負 担 率 比	
平成19年度決算等に基づく比率 ()内は参考値	— (Δ3.04)	— (Δ4.22)	7.9	— (Δ19.3)	— (Δ3.2)
早 期 健 全 化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財 政 再 生 基 準	20.00	40.00	35.0		
経 営 健 全 化 基 準					20.0

※資金不足比率は「経営健全化基準」が「早期健全化基準」に相当するものとして定められています。

※()内は分子をマイナスで計算した場合の参考値。

ア. 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。
- ② 連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額があらませので、比率は算定されませ。
- ③ 実質公債費比率 平成17～19年度の3ケ年平均で7.9%となりませ。
- ④ 将来負担比率 早期健全化基準は25.0%ですので3分の1以下の比率となりませ。

イ. 資金不足比率 下水道事業に資金不足額があらませので、比率は算定されませ。

(2) 各比率の算定方法

ア. 健全化判断比率

① 実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{ア+イ+ウ+エ} (\Delta 1,642,018 \text{ 千円})}{53,860,497 \text{ 千円}} = \text{参考値 } \Delta 3.04\%$$

※比率算定上の標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額 (1,943,912 千円) が含まれます。以下同様。

② 連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額がありませので、比率は算定されませ。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ} (\Delta 2,275,546 \text{ 千円})}{53,860,497 \text{ 千円}} = \text{参考値 } \Delta 4.22\%$$

全会計の決算額

(単位:千円)

	歳出総額(A)	歳入総額(B)		差引額(A)－(B)
一般会計	79,619,144	81,195,445	ア	△1,576,301
公共用地特別会計	1,528,187	1,593,539	イ	△65,352
火災共済事業特別会計	4,018	4,383	ウ	△365
受託水道事業特別会計	1,338,209	1,338,209	エ	0
国民健康保険特別会計	20,910,527	20,918,836	オ	△8,309
介護保険特別会計	9,669,815	9,895,157	カ	△225,342
老人保健医療特別会計	13,329,212	13,356,214	キ	△27,002
競走事業特別会計	70,471,575	70,730,938	ク	△259,363
下水道事業特別会計	4,085,989	3,972,477	ケ	△113,512

全ての会計で歳出と歳入の差引額がマイナスですので、赤字額はありませ。
(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

③ 実質公債費比率

市の借入金残高は減少しており、分子となる返済額も年々減少してきていますが、多摩川衛生組合に対する負担金や、市民会館・中央図書館複合施設のPFI整備事業費により債務負担行為に係る経費は増加しています。一方、分母となる標準税収入額等は、市税等の歳入の増加により、それ以上に増加していることから、比率としては年々減少傾向にあります。平成17～19年度の3ヶ年平均では7.9%となります。財政健全化計画を策定する必要となる早期健全化基準は25.0%であるため、大幅に下回っています。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad \text{の3ヶ年平均} \\ &= \frac{(\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) - (\text{キ}) - (\text{ク}) - (\text{ケ}) - (\text{コ})}{(\text{オ}) + (\text{カ}) - (\text{キ}) - (\text{ク}) - (\text{ケ}) - (\text{コ})} \quad \text{の3ヶ年平均} = 7.9\% \end{aligned}$$

(単位:千円)

	公債費(借入金返済)に充当した一般財源等額 (ア)	下水道事業会計の借入金返済に充当したと認められる繰入金(イ)	一部事務組合等(多摩川衛生組合等)の借入金返済に充当したと認められる負担金(ウ)	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(市民会館・中央図書館複合施設PFI整備事業費、用地取得に係るものなど)(エ)	標準税収入額等 (オ)	臨時財政対策 債発行可能額 (カ)
平成17年度	3,918,684	1,021,742	1,139,810	693,141	46,818,534	2,203,050
平成18年度	3,790,381	921,020	1,117,712	873,476	51,044,929	2,142,630
平成19年度	3,548,200	869,892	1,495,668	1,177,474	51,916,585	1,943,912
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(キ)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(ク)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)(ケ)	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)(コ)	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヶ年平均)
平成17年度	1,190,060	149,249	441,307	950,279	8.7	7.9
平成18年度	1,398,148	140,018	431,048	879,454	7.6	
平成19年度	1,737,391	102,801	558,048	915,227	7.5	

※(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)は地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母、分子から控除されます。

④ 将来負担比率

市の借入金残高以外に、債務負担行為に基づく支出予定額、下水道事業特別会計の借入金返済に対して将来負担すべき額、一部事務組合等の借入金返済に対して将来市が負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当などの将来負担見込額があります。一方、保有している基金、将来歳入が見込める財源、地方交付税の算定上算入が見込まれる金額が、計算上、将来負担見込額から控除されるため、今回の算定では将来負担見込額はマイナスとなり比率は算定されません。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額(F)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\ &= \frac{(\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) + (\text{カ}) - (\text{キ}) - (\text{ク}) - (\text{ケ}) \quad (\Delta 9,763,136 \text{ 千円})}{(\text{コ}) - (\text{サ}) \quad (50,547,030 \text{ 千円})} = \text{参考値 } \Delta 19.3\% \end{aligned}$$

(単位:千円)

地方債(借入金) の現在高(ア)	債務負担行為に基づく 支出予定額(市民会館・ 中央図書館複合施設P FI整備事業費、用地取 得に係るものなど)(イ)	下水道事業会計の借入 金返済に今後充当すると 考えられる繰入金(ウ)	一部事務組合等(多摩川 衛生組合等)の借入金返 済に今後充当すると考え られる負担金(エ)	退職手当負担見込額 (オ)	設立法人(土地開発公 社、府中市文化振興財団 等)の負債額等負担見込 額(カ)
41,189,357	9,289,718	4,968,330	6,679,269	12,560,404	0
充当可能基金(キ) (競走事業運営調整基金 下水道施設改築基金、介 護保険給付費等準備基 金、災害救助基金を除く)	充当可能特定歳入(ク) (都市計画税、市営住宅 使用料の一部)	基準財政需要額算入見 込額(ケ)	標準財政規模(コ)	算入公債費等の額 (サ)	
39,000,498	9,398,699	36,051,017	53,860,497	3,313,467	

※(ケ)、(サ)は地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母から(サ)が、分子から(ケ)が控除されます。

イ. 資金不足比率

下水道事業会計に資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (} \Delta 113,512 \text{ 千円)}}{\text{事業の規模 (} 3,588,521 \text{ 千円)}} = \text{参考値 } \Delta 3.2\%$$

「事業の規模」は、公営企業会計の決算統計上の営業収益にあたるもので、特別会計の歳入総額のうち下水道使用料、下水道手数料、一般会計からの繰入金の一部などが該当します。

(単位:千円)

	歳出総額	歳入総額	差引額
下水道事業特別会計	3,972,477	4,085,989	$\Delta 113,512$

(参考) 健全化判断比率等の対象図

